主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人篠田龍谷の上告趣意は、違憲(憲法一四条、一五条、四四条違反)をいうが、公職選挙法二五二条、一一条が所論憲法の各規定に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第四三九号同三〇年二月九日大法廷判決・刑集九巻二号二一七頁、昭和二九年(あ)第三〇四五号同三〇年五月一三日第二小法廷判決・刑集九巻六号一〇二三頁、昭和三六年(あ)第一六七六号同年一一月二一日第三小法廷判決・刑集一五巻一〇号一七四二頁)の趣旨に照らし明らかであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五五年一月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	大	塚	喜 -	- 郎
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	<u>E</u>	田子	官	惠